

告 示

埼玉県選管告示第三十四号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、七月二十日とする。

令和五年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文